

内閣府本府行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">内閣府本府行政文書管理規則</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>(主任文書管理者等)</p> <p>第5条 本府の部局に主任文書管理者及び副主任文書管理者を各1名置く。</p> <p>2 主任文書管理者は、部局の長(国会等移転審議会事務局にあっては国会等移転審議会事務局次長とし、北方対策本部にあっては北方対策本部審議官とし、官民人材交流センターにあっては官民人材交流副センター長とする。)をもって充てる。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>附 則(令和5年●月●日内閣府訓令第●号)</u></p> <p><u>この訓令は、令和5年4月●日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">内閣府本府行政文書管理規則</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>(主任文書管理者等)</p> <p>第5条 本府の部局に主任文書管理者及び副主任文書管理者を各1名置く。</p> <p>2 主任文書管理者は、部局の長(国会等移転審議会事務局にあっては国会等移転審議会事務局次長とし、北方対策本部にあっては北方対策本部審議官とし、<u>子ども・子育て本部にあっては子ども・子育て本部統括官とし</u>、官民人材交流センターにあっては官民人材交流副センター長とする。)をもって充てる。</p> <p>3～6 (略)</p>